

保 発 0104 第 1 号
令和 4 年 1 月 4 日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正
する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 13 号。以下「施行期日政令」という。）、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 14 号。以下「整備政令」という。）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 号。以下「整理省令」という。）が本日付けで公布された。

施行期日政令、整備政令及び整理省令の内容は下記のとおりであるので、御承知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 施行期日政令の概要

改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行期日は、令和 4 年 10 月 1 日とすること。

第 2 整備政令の概要

1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）の一部改正

(1) 一部負担金の負担割合の見直し

後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 67 条第 1 項第 2 号に掲げる者については 3 割、それ以外の者については 1 割と定めている。

改正法第 5 条の規定により、「政令で定める額以上」の所得を有する者（以下「2 割負担対象者」という。）については、後期高齢者医療における療養の給付に係る一部負担金の負担割合を 2 割とすることに伴い、2 割負担対象者に係る所得の算定方法と金

額を定めること。

具体的には、「政令で定める額」について、課税所得 28 万円と定めた上で、当該被保険者及びその属する世帯員である被保険者について、年金収入とその他の合計所得金額の合計額が 320 万円（単身世帯にあっては、200 万円）に満たない者及び市町村民税世帯非課税者については、整備政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「新高確令」という。）第 7 条第 2 項の規定を適用しないこととすること。（新高確令第 7 条第 2 項及び第 3 項関係）

(2) (1)に伴い、市町村民税世帯非課税者について、新高確令第 7 条第 4 項の規定を適用しないこととすること。（新高確令第 7 条第 5 項第 4 号関係）

(3) その他所要の改正を行うこと。

2 その他所要の改正を行うこと。

第 3 整理省令の概要

改正法第 5 条の規定により、高確法第 67 条第 1 項第 2 号が新設されたこと、整備政令第 1 条の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 7 条について所要の改正が行われたこと等を踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）について所要の改正を行うこと。

第 4 施行期日等

1 整備政令

(1) 施行期日（附則第 1 条関係）

整備政令は令和 4 年 10 月 1 日から施行するものとする。ただし、(2)に掲げる事項は公布日から施行するものとする。

(2) 準備行為（附則第 2 条関係）

新高確令の規定の施行のために必要な準備行為は、整備政令の施行の日前においても行うことができることとすること。

(3) 経過措置（附則第 3 条関係）

2 割負担対象者の月間の外来療養に係る高額療養費の算定基準額については、高確法第 67 条第 1 項第 1 号に掲げる者と同様に 1 万 8 千円であるところ、2 割負担対象者が令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間に受けた外来療養に係る高額療養費の支給に際しては、算定基準額の特例を設けるものとし、月間の負担増加額を 3 千円に抑える措置を講ずること。

2 整理省令

整理省令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものとする。